

在留邦人の皆様へ

平成30年9月6日
在イスタンブール日本国総領事館

平成31年度前期用教科書の要望調査について

平成31年度前期用教科書につき、以下の要領にて要望調査を行いますので、配付を希望される方は申請願います（これまで申請済の方であっても、改めて申請をお願いします）。なお、イスタンブール日本人学校及びイスタンブール補習授業校に在籍している児童は、それぞれの学校にて教科書が配布される予定ですので、回答の必要はありません。

1. 教科書無償配布対象となる方

当館管轄地域（※1）に在住する日本国籍保持者で、長期滞在する義務教育学齢期（※2）の子女。

なお、重国籍者であっても、日本国籍を保持していれば、教科書無償配布の対象となります。

また、永住目的で滞在している方であっても、将来本邦の中学校や高等学校等に進学し、又は就労する意思を有する場合には対象となります。

※1 当館管轄地域

http://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/consulate_j/annai/kankatsu.html

※2 平成31年度の小学校義務教育学齢期

小学1年生：平成24（2012）年4月2日生まれから平成25（2013）年4月1日生まれ

中学3年生：平成16（2004）年4月2日生まれから平成17（2005）年4月1日生まれ

2. 教科書無償配布対象とならない方

外国籍のみを保持する方（日本人学校や補習授業校に在学していても配布対象外です。）

また、日本国籍を有していても、永住目的で外国に滞在し、将来本邦の中学校や高等学校等に進学し、又は就労する意思を持たない場合は教科書配布の対象とはなりません。

3. 申請方法

平成31年度前期用教科書を希望の方は、①当該児童の氏名及びふりがな、②生年月日、③希望学年（当該児童の就学予定学年）、④学校名、⑤電話番号、⑥保護者氏名をメール又はFAXに明記の上、本メール末尾の当館領事班宛てに9月21日（金）必着にてご連絡ください。

なお、メール又はFAXを送信された後に、未着などの手違いを防ぐため、必ず当館領事班までお電話をお願いします。

4. 拡大教科書について

両眼の視覚障害による弱視児童生徒のみを配布対象とした「拡大教科書」(弱視児童生徒のために、検定済み教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行されているもの)を希望の方は、その旨当館にご連絡ください。なお、「拡大教科書」は一般の教科書との択一となり、同一人が両方の教科書を受け取る事はできませんのでご注意ください。

5. 注意事項

(1) 今回は、平成31年度前期用教科書の取り纏めであり、一度回答しても自動的に毎年更新されませんので、ご注意ください。

(2) 小学生は前期・後期の年2回、中学生は年1回前期のみ配布します。

(3) 9月21日の締切りに間に合わなかった場合には、本邦からの送料を自己負担することにより入手可能ですので、当館領事班までご相談ください。

(4) 配布は当該学年の1セットのみであり、他学年分等の入手を希望される場合、又は対象者以外の方が希望される場合には、海外子女教育振興財団を通じて、各自でご購入をお願いします。

海外子女教育振興財団：<http://www.joes.or.jp/>

【お問い合わせ先】

在イスタンブール日本国総領事館 領事班

代表電話：0212-317-4600

F A X : 0212-317-4604

メール : ryoji@it.mofa.go.jp

○総領事館ホームページ：

http://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/index_j.html